

第11回 高島市人権施策推進審議会 会議録 概要版

開催日時： 平成27年6月5日（金） 午後2時00分～午後4時50分

開催場所： 旧新旭公民館 4階 多目的ホール

出席委員： 谷口浩志、奈良羊子、三田村治夫、玉垣多美枝、小林忠伸、
出口 健、市川 清、山下あき子、北川暢子、海東 弘、田中輝昭

議 事：

1. 会長選出
2. 高島市人権施策推進審議会の概要説明と人権施策基本方針の見直しについて
3. 高島市人権施策基本方針「2. 人権問題の現状と課題」改正素案について
4. 高島市人権施策基本方針 各分野の施策について

1・開会

2・開会あいさつ

市民生活部長

日頃は、人権を含め市行政各般にわたりまして、ご協力をいただいております。誠にありがとうございます。さて、本日は人権施策推進審議会委員として、4月1日付けで委嘱させていただいた方、また6月1日付けで委嘱させていただいた公募委員の皆様には、それぞれ快くお引き受けいただき、重ねてお礼を申し上げます。任期は2年ということで、大変ご厄介になりますが、よろしく願いいたします。

さて、人権について、私の知る限りでは、合併前の各市町には人推協という組織があり、地域によっては自治会で必ず学ばなければならない課題として、「人権」が定められていたと記憶しています。特に教育委員会が中心になって地区懇や、各市町の人権大会を開き、きめ細やかな人権教育、人権施策がなされていたように思います。一般的な行政に言えることですが、合併しなかなか細部まで手をかけて行うことが出来なくなり、それではいけないと思っております。

地対法が切れまして、一般行政施策化したこともありますが、今のこの組織、体制で、非常に重要な課題である人権をいかに守っていくか、今後の行政の課題だと考えております。本日は基本方針の見直しということで事務局案が提示されております。国におきましては施策の中で、17項目も施策分野が設けられているのに対し、市の方では7項目に絞り込んだ中で施策を行っています。例えば、インターネットに対する施策もこの中に取り入れられていくのかなというふうに思います。

施策の部分にも入っていただきますが、行政側では予算という枠組みがあります。委員会や審議会でも、ある程度の実効性のある施策を出していただいた部分を、行政がすべから

く実施するのは難しいかもしれませんが、今日は各部局の代表も出席しています。お金のいること、いらぬこと、組織の再編などありますが、真剣に取り上げていかなければならないと考えております。

最後に過去の議事録を見ていますと、市行政内部の横断的な意見調整が出来てないのではないかというご意見が、昨年もその前もありました。グループ分けした今日の会議形態もそうですが、出席している行政の担当者あるいは関係者が横断的な意見交換ができる場をつくっていきたいと思っています。

本日はどうぞよろしくお願いしたいと思います。

資料

- ・ 資料 1 高島市人権施策基本方針
- ・ 資料 2 高島市人権施策基本方針「2. 人権問題の現状と課題」改正素案
- ・ 資料 3 各分野における人権課題
- ・ 資料 4 人権施策基本方針見直しの流れ
- ・ 会議次第
- ・ 資料 5 高島市人権施策推進審議会委員名簿
- ・ 資料 6 各分野における人権課題への施策提案
- ・ 座席表

1. 会長選出

司会 本日委員 13 名中 11 名のご出席をいただいております。審議会の開催が成立しておりますことを報告します。なお、本審議会は公開とし、会議終了後には会議録を作成して、市のホームページ等により会議の概要を公開したいと考えておりますので、ご了承願います。

高島市人権施策推進審議会規則の第 2 条第 1 項の規定に基づき、委員の互選により、谷口委員が会長に選出されました。

谷口会長

会長ということでご承認いただきまして、ありがとうございます。

人権の問題は、難しい問題だと認識されていますが、本来はシンプルで根源的な原始的な問題だと思います。よく人間だけしかできないこととして、道具を使うとか、火を使うとか言われていますが、実は鳥でも道具を使うものがあるし、火をコントロールするという動物もいる。最近の研究の中ではマウスが、他のマウスがおぼれていると助けようとする感情も持っていることが明らかになってきている。ところが、人間の機能というか頭脳、

知恵があるからこそ、他の動物には備えられていないものが人権の問題です。概念として人権というものを想定した暮らしの仕方とか、あるいは私たちの生活の仕方を規定しているのが人権だと思います。何より自らが幸せに暮らすためには自らの人権を守る、そのためには人の人権を守るという意識がなければ、自分の人権を侵されるということになりますから、人権の問題というのは誰のためのものでもなくて一人ひとり、自分のためにというように考えていけば人権を守るということの大切さというのがわかると思います。

人権教育という言葉がよく使われますが、人権の問題、あるいは考え方、人が幸せに暮らすということは動物的な本能ではないはずです。人間の知恵が生み出したもの、それを一人ひとりが身につけるためには、しっかりと教育しなければならないと強く感じています。

この審議会あるいは行政が行っている人権施策には2つ大きな柱があります。一つはすでに人権が侵され、困っている立場の人を、いわゆる臨床の立場で救っていく、あるいは支援をしていくという大きな仕事があるかと思っています。それと同時に人権意識を、一人ひとりにしっかりと植えつけていく、教育していく、理解を助けていくという仕事があるかと思っています。日々の暮らしの中、あらゆる場面に人権という問題は関わってきていると思います。ですから改めて審議会の中に、行政の各部局の方にも参加いただいて、それぞれの立場で気づいたことや、直面しているような人権の課題などを出し合って、さらにきめ細かな人権施策が実現していけるようにしたいと思っています。

前回、昨年度の最終ですが、グループに分かれてワークショップを行いました。今回、以前の委員の方は5人しか残っておらず、また行政も異動があったと思いますので、ほとんどの方が初めてです。そこでいきなり審議会ワークショップ形式ということで面食らわれた方もいらっしゃると思います。これまでは委員と行政とは離れた場所に座り、委員の質問には、議会の答弁のように答えるというような形式が一般的でした。ですが、それぞれが人権問題に関わり、直面しているという同じ立場で様々な意見を出し合う。最終的にはそれを行政の仕事としてどう取り込んでいくか対応していただきたいとの思いから、この形式をとらせていただいたわけです。ずっとこの状態でいくということではないので、今回の審議会ではワークショップ形式で、できるだけ気楽な、対等な立場で意見を出しあい、その意見を素直に受け取り、そのうえでみんなでどうするか考えていこうと思います。大変窮屈ですが、膝を突き合わせて気軽に話していただければと思います。長時間になりますが、楽しんでやっていただければとありがたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 高島市人権施策推進審議会の概要説明と人権施策基本方針の見直しについて

谷口会長 最初に、「高島市人権施策推進審議会の概要説明と人権施策基本方針の見直しについて」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 本日の審議会は、委員の方が代わられて第1回目の審議会でありますので、まず1つめに、人権施策基本方針と人権施策推進審議会について人権の実現を目指す条例に沿って簡単に概要を説明したいと思います。そして2つめに高島市人権施策基本方針の見直しについて説明します。

まず、資料1 高島市人権施策基本方針の23ページをご覧くださいと思います。「高島市人権の実現をめざす条例」を掲載しております。この人権の実現をめざす条例は平成20年4月に作られ、第1条にあげておりますように「人権の実現に関し、市、市民および事業所の責務を明らかにし」、「人権の実現を推進するための基本となる事項を定め」、「一人ひとりの人権の実現をめざす地域社会づくりに寄与する」ことを目的としています。

また、市の責務として第3条では「目的達成のために、市行政のあらゆる分野において人権意識の高揚を図り」、「人権の実現を目指す地域社会づくりに関する施策（以下、人権施策という）を推進する」と定めております。

人権施策を総合的に推進していく方針を、「人権施策基本方針」とし、24ページの第5条であげております。第5条の第2項には、人権施策基本方針で定める5つの事項を挙げ、人権の基本理念、人権意識の高揚を図る施策、相談支援体制の整備、分野ごとの施策、その他必要な事項を定めることとしています。

また、第5条第4項には「社会事情の変動やその他情勢の推移により必要が生じたときは、人権施策基本方針を見直すもの」としています。

次に審議会については第9条にあげられていますので、読み上げますと「条例の目的を達成するための重要事項を審議する機関として高島市人権施策推進審議会を設置する」とし、続く第2項で「審議会は人権施策基本方針に関する事項を調査審議するほか」「人権の実現を目指す地域社会づくりについて審議する」と審議いただく内容を定めております。また、第6項では、守秘義務についてもお願いしています。「委員は職務上、知ることのできた秘密を漏らしてはいけません、その職を退いた後も同様としています。ここまで審議会と基本方針についての説明とします。

続けて基本方針の見直しについて、資料4に沿って説明したいと思いますので、資料4をご覧くださいと思います。

資料4の一番上の四角囲みに「高島市人権施策基本方針とは？」とありますが、基本方針は、市の人権の実現を目指す条例を受けて平成20年9月に策定しております。この秋には策定から7年が経過し、方針策定時の現状から変化している部分が多く見受けられます。例えば部長のあいさつにもありましたが、市の現行方針では、取り組むべき分野を高齢者から患者までの7分野としていますが、国の方では犯罪被害者、インターネットによる人権侵害などが追加され、17分野にわたって、様々な人権課題に取り組むべきとしています。

このことからこれまでの審議会でも、基本方針を見直していくべきだと確認し、昨年度に開催した審議会から見直し作業にかかっております。

昨年度3月開催の第10回審議会においては、人権問題の現状と課題について見直し作業を行い、「高島市における人権課題は何か」についてグループワークを行いました。

出された課題を受けて、今回開催の第11回審議会では、「課題解決のためにはどんな方策や施策があるのか、どういった方向で推進していくのか」、について分野ごとにご意見をいただきたいと考えています。ただ、施策の分野が、高齢者分野からその他様々な人権問題まで、多岐に渡りますので、今回審議会と次回第12回審議会と2回にわたって、施策のアイデア出しをしていただけたら、と考えております。審議会でのご意見を反映した上で事務局での文章化の作業や字句修正などを経て、改訂版案を作成し、パブリックコメントにかけたあと、基本方針の改訂版を秋ごろにお示ししたいと考えています。

限られた期間内での、集中した見直し作業になります。会議開催以外に、文書などで意見聴取や修正作業のやりとりも想定されますので、委員の皆様にはご協力をお願いしたいと思います。

谷口会長 事務局の方針見直し等について説明がありました。すでに昨年度から見直し作業にかかっているのですが、初めてのことなので、よくわからないということがありましたら、ご遠慮なく、何か質問や意見はございませんか。

いきなりで質問しにくいかもしれません、また、お気づきになった時点でおっしゃっていただければ結構ですので、続きまして、「高島市人権施策基本方針 『2. 人権問題の現状と課題』 改正素案について」を議題といたします。

事務局 改正箇所をすべて説明しておりますと、時間がかかりますので主だったもののみ説明します。みなさまには、課題に漏れはないかという視点で、ご意見を頂戴したいと思います。

まず、資料の説明ですが、先ほど説明しましたとおり、前回第10回審議会で、人権問題の現状と課題について見直し作業を行い、「高島市における人権課題は何か」についてグループワークを行いました。

グループワークであげられた人権課題の項目を挙げたものが資料3の「各分野における人権課題」になります。さらに、この資料3での課題項目と、関係部署で修正いただいたものを事務局で文章化したものが資料2 高島市人権施策基本方針「2. 人権問題の現状と課題」改正素案 になります。

資料2に沿って説明していきたいと思います。

資料の左半分は現在の基本方針における現状と課題を抜き出したものです。

右側が今回、改正素案としたもので、下線部分は変更箇所です。

また、2重下線部分は、現在の方針には記載されていませんが、今回新たに追加しようとするものです。

順番に主だった変更箇所について説明していきます。

高齢者部分では、1ページの下から2ページにかけて虐待防止の現状が新たに追加されたほか、介護部分で「地域包括ケアシステム」について触れています。前回のグループワークでは、地域の見守り、過疎化、災害や緊急時対応を懸念する意見が出されました。

次に、3ページ目からの障がい者の分野です。国の法整備があり、差別解消法などの追加や、4ページ目で相談拠点が新しくできましたので追加記載しています。GWでは、バリアフリーや障害者雇用について多く意見が出されています。

5ページからは女性分野です。男女共同参画計画の改訂や意識調査からの実態や課題について修正を加えています。グループワークでも地域への女性進出が進んでいないとの意見を反映し、修正しました。

次に子ども分野が8ページから始まりますが、関係課で修正していただいた結果、現在の内容からかなりボリュームアップしています。とくにいじめ問題や青少年の支援問題などについて深刻、複雑化している状況を盛り込みました。

13ページからは同和問題に関する分野です。14ページの冒頭に記載の地区別懇談会の実施については、これまでの審議会でも再三議論されている項目で、追加いたしました。

次に15ページからの外国人分野です。ヘイトスピーチについて新たに追加しています。

17ページに入りまして患者分野です。高島市民病院での新システムについて追加しています。

19ページはインターネットによる人権侵害に関する分野です。これまでの方針には、項目立てしておりませんでした。今回新たに追加しています。また、その他の人権問題として20ページから新たに追加をしています。

谷口会長 1から7までの分野については、現行に対して見直し修正し、8、9については今回新たに追加しました。課題については、ある分野について重点的に力を入れて行くべきだというようなことも含めましてご意見いただけたらと思いますが、何かございませんか

委員 質問や要望などを含め、5点ご意見したいと思います。よろしく願いいたします。

まず3ページの障がい者分野で改正案の6行目「残る3駅についても整備が進めば、障がい者や高齢者にとってJRの利便性が大きく向上します。」との文章ですが、直感で他人事のように読みました。市の方からJRの方に折衝や交渉や相談されるかもしれないですが、例えば希望としては「残る3駅についても整備が進むよう相談し、障がい者や高齢者にとってJRの利便性が大きく向上するよう取り組みます」という表現にされてはどうかと思いました。JRがしなければできないんです、というように受けました。障がい者とか高齢者の分野ですが、地域差別ではないか、と言われた時に否定できない部分もあるのではと思いましたので、少し表現を変えていただければと思います。

2点目、子どもの分野で8ページ、改正案の5行目のあたりから『たかしま こども み

らい あくしょん・ぷらん2」を策定してきましたが、26年度末をもって完了し、策定は任意に変更となりました。』との表現ですが、若干わかりにくいです。今まで策定してきたものが任意変更となったのはどういうことかということをお願いしたいです。

3点目、同じく子ども分野の11ページ、現行方針、最後の方に「また、教育委員会には、市民・保護者・教職員・・・」と続いてますが、改正案の方は教育委員会のことは書いておらず、その部分が漏れているのではないかと。削除してくださいということならいいのですが、そこが気になりました。

4点目は、同和問題の分野で、13ページ、ここで改正案の真ん中に「県から委嘱を受けた市職員と商工会職員が・・・従業員20名以上の市内事業を訪問しと書いてあり、現行も改正案も20名以上となっているのですが、資料1 基本方針の19ページの一冊上には「就職差別に関して・・・義務付けられていない従業員20名以下の企業についても研修啓発や公正な採用選考状況の実態調査の対象に含めていきます」とされています。ここは実施されたのか、されてないのか、されたのであれば改正案は「20名以上」とせず、「全ての事業所を訪問し」と言い換えれば、と思いました。

それから最後ですが、同じく同和問題の13ページ最後から2行目のところで「さらに差別落書きやインターネットによる・・・」となっているのですが、差別落書きの対応方法についてまとめられているのかどうか。私ども会社の方では、それを発見したら消すのではなく、まず写真など撮って証拠を残しなさいとなっております。こういうものを見つけた時にどこへ連絡したらいいのか、どう対応したらよいか、わからないので、質問の意図にあわないかもしれませんが、差別落書きの対応方法を教えていただければと思います。

交通対策課 1つ目の質問、JR駅の対応についてですが、概要を説明します。ご承知のとおり高島市内6駅ございますが、3駅がまだ未整備になっており、高齢者の方、障がいをお持ちの方には大変、ご迷惑をおかけしております。ご指摘のありました、「消極的で結果を待っているだけ」ということに、現状を述べますと民間施設への投資のため、一定の条件があり、あくまでも事業着手はJRが実施ということになっております。現在JRでは国の補助金がない限り実施しないという方針を持っており、JRが国の補助を受ける条件は一日当たりの利用者が3千人以上ということが第一優先となっております。そういう中で市長が先頭になって要望活動を行っているわけです。過去の例から、なぜ3千人に満たない高島駅が整備できたかといいますと、別途条件の中で公共施設、あるいは福祉施設がある場合は一定の勘案をするということがあります。つまり高島駅については病院を整備するというところで着手できたというわけです。現在、議会でも議論されている新旭駅については、現在1日当たり約2400人のご利用をいただいております。まずはご利用いただくことを最優先で進めているわけですが、人口も減る、企業誘致も進まず難しいという中、市長の方針としては分散している市役所業務を増築して集約する中で、結果として

JR利用が増えるということが一番、ベストだということで先般から協議いただきましたが、6月1日に議会の方で暫定施設の増改築をするということでおおむね了解いただいたというわけです。これを受けて新旭駅の要望を市長と行ってまいりました。良い方向へ向かったと思っております。また、残る中庄、マキノ駅は、低い利用率ですが、市としては残る3駅すべてのバリアフリー化を目指しております。引き続きJR側には要望を強めていきたいと思っておりますし、あくまでもJR側がやろうと言わない限り、100%できないということをご理解いただきまして、ご指摘いただいた文面につきましては「積極的に働きかける」などに入れられるのでしたら検討して参りたいと思っております。以上です。

谷口会長 せっかく活動いただいているのに、何もしていないような表現になっていますので、アピールしていただけたらと、思います。続いて子どもの分野のところですが、策定が任意に変更となったということですが、少しわかりにくいということですが。

子育て支援課 8ページ、子育て分野につきまして、次世代育成支援対策地域行動計画が平成17年に10年間の時限立法ということで、できました。平成26年度までの10年間、地域行動計画を策定し、前期計画、後期計画と目標を持って取り組んできましたが、この時限立法が平成26年度にもう10年延長されました。それと同時に「子ども・子育て支援新制度」と呼ばれるもの、法律としましては平成24年に子ども・子育て関連三法が成立し、大幅な見直しということになってまいりました。その法律に基づき、市の方では、平成25年度から平成26年度にかけ、「高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん2015」を策定しました。従来の子世代育成支援対策地域行動計画については、策定は任意ということで、国の法律が変わりました。ただこの三法ができて「子ども・子育て支援法」の中で、子ども・子育て支援計画は全国の市町村が策定しなければならないとなりましたので、こちらの計画の方に順次移行したと。ただ次世代育成支援対策推進法は、10年間延長されたので従来計画の中身につきまして「高島市子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん2015」の計画に盛り込みまして、新しく作り直したというような形になっております。法的に任意計画ということで任意になったと言えますのですが、市の方は後期計画の中身を反映した新たな計画ということになっております。

谷口会長 もう一度担当部局と調整いただいて書きぶりを修正いただければというふうに思います。

人権施策課 同和問題分野の質問で差別落書きについては、県の方で対応マニュアルがあり、それに沿って対応しています。基本的な取扱いとして、発見された場合、人目につかないよう、覆い処理をしますが、その前に現状の落書きを写真保存します。また、差別落書きがあった場合の連絡先として、市内であれば市人権施策課へご連絡いただければと思

います。必要でしたらマニュアルをお渡ししたいと思います。とにかく、現状を確認して、遮蔽処理をする、布などで見えないようにするということです。

商工振興課 次に、企業内同和の訪問で20名以上の事業所を回ると県から指示が出ていますが、高島市においては20人以下のところも回る必要があると考えて訪問しています。約130社の企業を訪問し、毎年20名以下のところも必ず回るようにしております。

谷口会長 そういった状況や事実も盛り込んでいただければと思います。

事務局 教育委員会については代理の職員が参加していますので、改めて回答します。

谷口会長 その他、素案の細かなところで字句の誤りなどありましたら事務局の方へお伝えいただければと思います。

では、この後は、気楽な雰囲気グループセッションしていただけたらと思います。今回、便宜上Aグループの方を、高齢者、障がい者、患者、その他様々な人権課題と決め、Bグループの方は、女性、子ども、同和問題、インターネット関係という分野と分けていきます。

3. 高島市人権施策基本方針「2. 人権問題の現状と課題」改正素案について

Aグループでの意見（項目）

高齢者分野

- ・ 高齢者夫婦が多く、一人いなくなると単身になり不安。心配しているが、組織が来ていないと助けられない、団塊の世代対策は講じられているが、それ以外の世代が漏れていく。気になっているが、放置しておく手遅れになる、高齢者の集う場づくり
- ・ 意図的な人権侵害ではないが、受け身的な人権問題といえる、放っておくと生命の危機にさらされる
- ・ 高齢者の集う場づくりとして、社会福祉協議会がサロン活動を行っている、また見守りネットワークのある地域では高齢者見守りを実施、事業所での食配サービスなどもある
- ・ 空き教室を利用した安中カフェ、中学生との交流もある
- ・ サロンへ入っていけない人をどうするかが問題、孤立死の問題)
- ・ 支援困難ケースは地域の声を聞いて個別のケア会議を行っている。これまでの施設入所から地域で見守ろうという意識の変化がうかがえる
- ・ 制度法律の中で行政は動いているが、都市部への対応が多い。現場で苦労している状況が法律に反映されていない。地域の人が集落単位で見守っていきいたいというときに

行政のサポートの方法があるのはいいが、きめこまやかなことにも制度対応ができればよい

- ・霜降あじさい会 高齢者の集まりが地域である、参加支援していきたい
- ・地域での見守り 毎日のあいさつで安否の確認

障がい者分野

- ・JRのバリアフリー化について、差別解消法での合理的配慮を企業はどう考えている？事前予約しないと対応してもらえないというのは…。
- ・JRは、民間企業のため国の補助がないと対応できない。そもそもインフラを民間企業化してしまった国策にも問題がある
- ・タクシー券の支給にも不公平があるのでは？例えば障害のある方で通院が定期的に必要な場合、市内一律ではいけないのではないかと（朽木と安曇川では違う）
→ 現在、市内コミュニティバスは障害手帳（身体・療育）のみの助成
- ・施設への通所交通費は負担が大きい。補助額が大津市は1万円で高島市は3,800円、この格差は何だろう
- ・障がい者虐待についての表記、市内でも現状として虐待があることを明記、対応についても書き加えては
- ・障がい者の働く場所確保、障がい者雇用の関係会議に企業は参加されるが、実情は求人があっても障がい種別を限定されている場合がある。
- ・障害者雇用促進法において、平成30年から精神障がい者の雇用が義務付けられることとなっており、これに先立ち、全国的に精神障害者の雇用が増えているとの報道があるが、高島市では、そうした実感は感じられない。
- ・障がい者雇用、雇用主は障がい者の活かせる部分を本当にきちんと活かしているか。簡単な仕事とくくるのではなく、例えばパソコン操作に長けた人もいる。CSRとして取り組むだけでなく、一般雇用者と同等の条件とすべき
- ・生活困窮者 障がい者として雇用されたくないという人もいて、就職しても続かないというスパイラル。就労を定着に向け、いかに支援していけるか、企業にも理解を求めていけるかが課題ではないか。
- ・障がい者の働きやすい環境を応援できるような補助金制度はあるか
- ・環境改善助成金がある、周知が弱いと感じているので利用促進していきたい。

患者分野

- ・診察時には、患者の方と医師の1対1にならないよう、看護師などが入り複数で対応するよう配慮している
- ・患者の人権も大切だが、医療従事者の人権も守らなくては
- ・医療情報が氾濫しているため、医師の医療方針に患者の方が納得しない

- ・市民病院だと市内の人が多く、受診の情報が知れ渡りそうで不安
- ・精神科 受診しにくい、人目が気になる
- ・病気が恥ずかしいという意識の払拭
- ・弱者を受け入れる社会づくり

その他の分野

- ・性的指向や性同一性障害については、企業での取り組みも見られる
- ・刑を終えた人 就職難の状況から生活困窮に陥る
- ・ホームレスへの行政支援
- ・犯罪被害者 たとえば詐欺被害など、噂になり言い出せない
- ・高齢者の詐欺被害も同様、届け出を渋る

子どもの分野

- ・通学見守りからいじめの発見 ひとりポツンと歩いている
- ・よその子への声掛け あいさつから普段と違うところに気づき
- ・肯定的な声かけ 否定されて育つと自己否定的な人に育つ
- ・家庭教育の大切さ。
- ・人権問題の根本 教育は大切

全体的な意見

- ・社会的弱者が引け目を感じる社会はだめ
- ・社会的弱者を受け入れる社会づくり

Aグループ 意見報告

まず、高齢者の人権の問題については孤立されることが問題ではないかということです。様々な実践をしていただいている方からの報告もありました。高齢者が安心して集まって日々を過ごせ、もし何かあったときもすぐに気づいてもらえるような環境作りが大切です。

JRのバリアフリーの問題については、最初の全体会でも質問がありましたが、そういったバリアをどうやって解消していったらいいかということをお話いただきました。

同和問題の差別解消についても意見が出ましたけれども、企業へのきちんとした説明など、今も企業を回って雇用促進を進める、これは障がい者にも同じことが言えるのではないか、また刑を終えて出所した方についても同じで、そういったことに十分理解をしてもらえるようなことが必要かと思えます。

また、大きな話になってしまったのですが、そういった弱者を受け入れる社会、どうやってつくっていったらいいかということも真剣に考えていかなければならないところです。

それから企業に関わってくるところもあるのですが、差別の中には性的指向や性同一性障害というのがあります。障がいという名前がついていますが、ごく一般的にあるということ企業は理解しなければならないのではないかとこのところではあります。

患者分野で、患者さんに対する医療機関からの虐待という様々な問題というよりは、どちらかというと患者さんの受け方の問題、それからこれは高齢者や障がいのある方についても共通するのですが、世間の理解に対する、世間に対する構えというか、予防行動によってかえって自分を追い込んでしまうことがおこっているんじゃないかと、そういったことに対する方法はないだろうかということ議論していただきました。他にもいろいろと出てきましたので、まとめて皆さんのお手元に届けたいと思います。また、これについてもご意見いただければと思います。

Bグループでの意見（項目）

女性・子ども

- ・若い世代は別居、子どもも少ない
- ・女性 集落に残った方は孤立化
- ・婦人会がうまれにくい社会状況
- ・女性 働きやすさの指標づくり（事業所）
- ・他人にお世話にならず
- ・限界集落 若い人が少ない、団体に入ることにより縛られる
- ・女性が社会参加は賛成 → 地域行事には不参加
- ・老人クラブが減少した、入らないから → 働かないと生活がやっていけない
- ・二世帯住宅の促進（過去検討）
- ・三世代家族の良さを見直し
企業としてもメリット多い、三世代同居（女性側の親と同居が円滑にいく）
- ・女性が働きながら諸団体活動は 難しい
- ・離婚防止 仲人の存在は大きい
- ・地域婦人会 だんだん小さくなってきている、無くなる
- ・市役所相談機関の役割 ～ 相談者の立場に立って
- ・自治会のまちづくり委員会 男女半々
- ・子どもたちの思いやり心が小さくなってきた → 体験が少ない
- ・高齢者はほめ上手
- ・学校が地域高齢者を取り込むことも必要
- ・総合学級の見直し
- ・子どもの宿 待っているのは地域のおじさん、おばさん
- ・放課後児童対策 市は学童保育
- ・市長部局、教育委員会部局

- ・ 経済的貧困家庭の増加 子どもの調味料万引き
生活困窮者支援、子どもの貧困なくすため
- ・ 生活扶助 現金をチケット化

同和問題・外国人

- ・ 地区懇談会は内容を変える必要、従来そのままでは×
- ・ 部落問題やそれ以外の課題を考える
- ・ 地区懇 各自治会に職員を張り付けている自治体あり
- ・ 地区懇が減少した要因 補助金が無くなったこと

インターネット

- ・ インターネットの功罪の見極め
- ・ 情報機器への過信、使い方について児童と保護者で学習の場を設ける
- ・ 人権擁護委員活動 スマホの危険性周知を学校へ

Bグループ 意見報告

女性・子ども・同和問題・外国人・インターネットということで、まず女性の問題から話し始めたのですが、子どもやインターネットにと、あちこちに話が行きましたので、その時出た意見を順に申し上げていきたいと思います。

女性問題では、若い女性の別居が大変多くなってきて、若い人の社会感覚、常識感覚というものが変わってきたためにいろんな課題が出てきている。婦人会のような組織には入らず、そういう年になっても、団体の活動をしなくなった。子育てにおいてもその影響が多分にあるというお話がでました。そこでこれに対応する施策というのが、もう一度三世代というものを見直す必要があるのではということです。三世代で親がいても、若い夫婦が納得しないというのもありますけれど、例えば行政施策として、三世代、あるいは二世代であれば税金を安くするなど。行政の職員は何を言うんだとびっくりされますが、ここは自由に意見を言う場ですので。

若い方の子育ての感覚の変化は、高島市だけの問題ではありません、離婚が増えてきた。離婚が悪いのではなく、離婚の原因は仲人制度がなくなってきた、だから相談する人もいないから簡単に離婚するというのが多いのではないか。そのために行政施策として何が出来るかいうと、もっと地域社会の中におせっかいな人がでてきてもいいんじゃないかという話も出てまいりました。子どものことについて、わが子だけでなくよその子にもおせっかいする親を社会的親というらしいんですが、私的な親は多くても社会的親が少ないということを知りました。「おせっかい」は実は今の社会では嫌がられていますが、実は非常に大事じゃないかなと。

また、子どものことにも話は発展しまして子ども会、育成会組織率の悪さ。子どもは入

りたいんだけど、親が入りたがらないという現状があるという話も出てまいりました。そこで一例として、まちづくり委員会というのを各字でつくって、その委員会に老若男女が入り、いろんなことを話し合おうと。老人が若い人に、女の人が男の人に話す、そういう交流の場を作っていく、いろんなものを見ていく、人権感覚の育成ということで大事ではないかと。

それと子どもについて「思いやり」がなくなってきた。その原因の一つが自然体験活動がなくなってきたのではないかと。学校は多忙化して、そういう自然体験が非常に少なくなってきた。それを子ども会、市民会議や学区民会議事業に乗せると。自然体験や社会体験の中でいろんなことがうまれる、そのことが大事だなというお話もでした。そこで学校教育課では子どもの宿を実施しており、子どもの宿は4泊5日、5泊6日で、そこから学校に通学するというので、PTAの方はもちろん育成会とか、地域の老人会とかも関わっていくということで今後考えていく大事なことでないかなと。

また、子どもの貧困も問題になっている、この問題もどのように考えていくか子どもの二分化というのか、そんな話もでした。

同和問題については、先ほど全体会でも出ましたが、10年20年前からと比べると話し合う機会が少なくなってきた。具体的に言うと地区懇ができなくなった。地区懇の中身、内容、話をどう持っていくか十分考えていかないとだめだということで、震災の話をしてはどうかと。地区懇の中で東北大震災を体験された方の中から、お互いに人を思いやるというような実例をお話いただき、人権感覚を磨くということも一つの方法ではないか。あるいは区長会、区長会は残念ながら行政側の連絡、報告だけに終わっている、そうでなくて区長会の中で、地域の中で起こっているような事例を出しながら他の地域も含めて考えていくということが区長会のあり方としては大事ではないかなと。

インターネットについても子どもに関わることでいろいろ出ました。想像を絶するようなインターネットによるいじめの実態もあるようです。そういうことについても、スマホやゲーム、そういうことを学校と色々な地域の団体組織が連絡を密にし、課題としてどう取り組むか、それを行政施策に反映していくということが大事じゃないかなということを話し合いました。

谷口会長

貴重な意見交換ができたのではないかなと思います。今日、ご審議いただいた部分は現状と課題ということになっておりますが、もうすでにこうしたいんじゃないかという前向きな施策に関わるご意見もありました。それらも含めて現状というものを把握して、それを次の施策に生かしていくにはどうしたらいいか、それを計画にのせて実行していくにはどうしたらいいか、という段階までを含めて今後、ご意見をいただけたらありがたいなと思います。

司会 皆様には長時間にわたりまして、ご審議いただきありがとうございました。

時間の都合上でお伺いしきれなかったご意見などがありましたら、配布しております意見書にご記入の上、事務局までご提出ください。今日出ました意見は事務局でまとめまして、フィードバックできますようにしたいと思います。

これをもちまして本日の第11回高島市人権施策推進審議会は閉会といたします。